

令和2年度第3回東大阪市みどりの基本計画審議会議事録

日 時	令和3年2月9日（火） 10:00~11:30
場 所	東大阪市役所18階 大会議室
出席委員 （7名）	石原委員、今西委員、大原委員、川中委員、住山委員、西田委員、 久委員
欠席委員 （1名）	下村委員
事務局	光永土木部長、菊地土木部次長、竹田みどり景観課長、田中同課主査、 大月同課主査、松田同課係員
議 事	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>【審議案件】 東大阪市みどりの基本計画(案)について</p> <p>3 閉 会</p>
配布資料	<p>○議事次第</p> <p>○配席表</p> <p>○諮問書</p> <p>○議案書</p> <p>○説明資料</p> <p>○令和2年度第2回東大阪市みどりの基本計画審議会答申書</p> <p>○参考資料</p>

(議事要旨)

1 開 会

- 審議会開会に先立ち、野田市長より挨拶。
- 委員及び事務局を紹介。
- 構成委員の半数以上の出席により会議が成立する旨を報告し、審議会開会を宣言。

2 議 題

- 審議案件－「東大阪市みどりの基本計画(案)について」
を議案書に基づき事務局より説明。

3 閉 会

- 事務局を代表して土木部長よりあいさつがあり、審議会を閉会。

議案説明内容

【事務局】

審議案件の「東大阪市みどりの基本計画(案)についてパワーポイントと先にお渡ししておりました本編に基づいて説明致します。

本日の説明内容は、1. 前回の審議会からの進捗について、2. 素案から案への変更箇所について 3. 今後のスケジュールについての3項目を順に進めます。

まず、これまでの経過を振り返ります。

2019年11月11日に令和元年度第1回審議会を開催し、改定の方針、改定計画の基本的事項を諮問し、

2020年3月30日に令和元年度第2回審議会を開催し、改定の方針と具体的事業について諮問致しました。また、6月9日に令和2年度第1回審議会を開催し、実施計画及び目標値について諮問し、10月9日に令和2年度第2回審議会を開催し、東大阪市みどりの基本計画(素案)について諮問し、頂いたご意見を答申としてまとめ、その答申書を本日配布しております。

その後11月2日から12月2日の期間に、パブリックコメントを実施しました。

そして、12月4日から1月19日の期間において、大阪府と協議を行い、意見等を反映し作成した、東大阪市みどりの基本計画(案)を本日諮問致します。前回からの進捗状況を説明します。

まず、10月9日に開催した前回の審議会では、多くの貴重なご意見を承り、その内容を反映しました。

次に、11月2日～12月2日においてパブリックコメントを実施し、市民の意見を募集しました。そして、12月4日から1月19日にかけて、大阪府と協議しました。これらの内容も反映し、本日の計画案を作成しました。

まず答申内容の反映について説明致します。本編の49ページから52ページをご覧ください。将来図の根拠となる図面と説明内容です。

答申内容の一つ目の「みどりの将来図については、その将来図の根拠となる4系統別（環境保全、景観、防災、レクリエーション）の図面を作成し、根拠となる記載を追記されたい。」との答申内容の反映について説明します。機能の種類ごとに分布図を作成しており、49ページには、環境保全機能を発揮する主な緑地の分布図を、50ページには景観形成機能を発揮する主な緑地の分布図を、51ページには防災機能を発揮する主な緑地の分布図を、52ページにはレクリエーション機能を発揮する主な緑地の分布図を掲載しました。

続きまして47ページをご覧ください。みどりの将来図を記載しています。答

申内容の二つ目の「駅前を始め、整備された良好なみどりが存在する場所については、改定計画の将来図へ掲載し、市民にとって身近なみどりをPRされたい。」との答申内容に対する反映内容を説明します。こちらが反映した将来図です。前回の審議会でお示しした将来図は、主な河川や主要な幹線道路のみを回廊軸としておりましたが、答申の内容に基づき、布施駅前から東花園駅前につながる東西道路や河内花園駅につながる南北通り、吉田駅につながる南北通りなど、身近にある連続性のある街路樹の路線や緑道等を将来図へ追加しました。

続きまして 43 ページの中央部のみどりの質からみた課題をご覧ください。答申内容の三つ目の「みどりの具体的施策方針については、いかに市民がみどりの恩恵を享受できるかを踏まえ、みどりの質の向上を市民が実感できるように、実施する施策の効果を記載されたい。」との答申内容の反映内容について、説明します。

みどりの質からみた課題のところに、みどりの質の向上と市民への恩恵についての記載をしました。

そして、64 ページから 79 ページをご覧ください。みどりの質の課題解決に向け、各施策の方針に市民が実感できる施策の効果を追加しております。

85 ページをご覧ください。市民・事業者・行政の協働におけるみどりのボランティアについての内容です。

答申内容の四つ目の「市民・事業者・行政の協働については、市民による緑化の取り組み事例を記載し、市民に幅広く周知し、現在の緑化活動の普及につながる記載をされたい。」との答申内容の反映内容を説明します。下部に、緑化活動の普及につなげるため、みどりのボランティアの必要性の記載を追加しました。また、次の 86 ページに、主な本市の緑化活動の写真を追加しました。87 ページをご覧ください。計画と評価の見直しについての内容です。

答申内容の五つ目の「計画の評価と見直しについては、実施する施策内容を踏まえ、具体的に記載するよう努められたい。」との答申内容の反映内容を説明します。

前審議会では、評価と見直しについては、具体性がありませんでしたが、当計画に定める主な事業を例にして、具体的に記載しました。

次に、パブリックコメントの結果の反映についてご説明します。実施の方法は、素案をウェブサイトに掲載するとともに、本庁舎の 1 階と 14 階において縦覧致しました。11 月 2 日～12 月 2 日において実施しましたが、寄せられた意見はありませんでした。

次に、大阪府との協議結果の反映についてご説明します。大阪府からは、グリーンインフラの推進依頼がありました。グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用

し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことであります。本編のP 8 1 をご覧ください。市街化区域において推進する緑化の取り組みの一つとして、国が補助メニューとして掲げているグリーンインフラ活用型都市構築支援事業の検討について追記しました。また、P 8 2 に、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の概要を追記しました。

グリーンインフラ事例として、西宮市の事例をご紹介します。西宮市の夙川沿いでは、転落防止柵の代わりに、低木を始めとする樹木を植えていることにより、安全かつ快適な空間を確保しつつ、美しい景観を形成するなど、緑化に求められる機能を十分に発揮して、河川空間の価値の向上を図られています。このような取り組みを、本市においても取り入れてきたいと考えております。

変更した部分については、以上であります。本日ご意見を頂きたい内容と致しましては、当計画(案)の記載内容についてどのような意見でも構いません。何卒よろしくお願いいたします。

最後に今後のスケジュールについて説明します。審議会は本日が最終となり、本日頂きましたご意見を参考に検討の上、修正させて頂き3月に計画を決定し、2021年4月1日に改定計画を公表してまいります。以上で説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。

審議内容

【委員】

ありがとうございます。事務局からの紹介もありました通り、本日の審議会は最終ということですので、まずはこの案に対してのご意見、そしてこの計画をどのように進めていくかということが重要となります。

それではまず最初にですね。この最終案に対して 意見を出して頂ければと思いますがいかがでしょうか。前審議会で出していただいた意見が正確に反映されているかどうか、あるいはさらに追加すべき内容などあればお願い致します。

【委員】

3 ページに、東大阪市総合計画などの関連計画が記載されており、その説明が後半にでてくるのですが、その説明のページを参照として記載し、市民へ分かりやすくすべきではないですか。

【委員】

後半に出てくるページ数を記載し、分かりやすくすべきということですが事務局としていかがですか。

【事務局】

ご指摘の通り修正致します。

【委員】

案に対する意見が無いようでしたら、今後はこのみどりの基本計画に基づいて施策を進めていく上で、留意する事項やお願いしたい事項がありましたら、宜しくお願い致します。

では私の方から 1 点、大阪府からのグリーンインフラ等の取り組みを記載していただいたんですが、これからますます協働という面が重要になっております。ここで市民緑地認定制度が書かれておりますが、施策の中でみどり法人と記載がありますが、これは市町村がみどり法人を認定するというものでありますので、これらを積極的に進めていく必要があると思われまます。

今までもたくさんの団体の方々と協働してきたとは思われますが、それをより法律の上でもわかりやすいように、法人格をお持ちのところはみどり法人に認定していく、そうすることによって様々なことができるようになっていくとともに、国からの補助も受けるような事が可能となります。

よって、みどり法人を積極的に指定をお願い致します。今年度、何団体をみどり法人に指定したというのが実績に残ればいいと思います。他いかがでしょうか。

【委員】

私は農地の観点から、お話しさせていただきます。この計画の中では農地についてのお話が少ないように思われます。今後は22年問題が控えており、生産緑地はどんどん減少傾向になるかと思われます。市の方も、もっと積極的に農地の保全に対する対応や積極的な指導をお願いしたいと思います。

【委員】

ありがとうございます。私も事務局と打ち合わせをする中で、具体的に言いますと花園中央公園は都市計画公園として、きちり保全されておりますが、その周辺には、たくさんの農地がまだまだ残されております。

そこも含めてあの周辺の魅力ではないかと考えております。そこを積極的に今回の生産緑地法の改正あるいは都市緑地法の改正によって、農地が緑地に含まれたことを踏まえ、是非ともJAさんとタイアップしながら農地の保全また農家のための支援をお願いしたいと思います。

【委員】

今のご意見に関連してですが、私は過去に東大阪市さんとの地域連携事業におきまして、生産緑地の所有者様に対するアンケートを実施しました。

東大阪市の今後の農業の継続の意向調査を行い、回収率は約47%の回収率となり、アンケートの結果としては高い方だと思われました。比較的農業を継続したいという方が多いという結果でございました。

生産緑地の10年延長の手続きとなる特定生産緑地制度の手続きが現在、始まっているかと思われます。

この制度と同時に、農家以外の方も農地を借りやすくなる制度も導入され、良い方向に向かうと思っていたのですが、やはりこのコロナの影響が思った以上に大きく心配になりました。他市の都市計画審議会に参加させていただきました、そこでも農家に対する意向調査がされているのですが10年延長すると決める方々の反応は早いのですが、決めかねている方についてはやはり買取申出が出てしまう傾向が予測されています。

市役所もそう簡単に買い取ることができない、また民間が取得できるかと言いますと、コロナの状況でそれも難しいと思われます。その辺りを考えると、本当に誰も買わない、もしくはものすごい安い額で買い叩かれてしまう。

それでみどりが減ってしまうみたいな状況になってしまいます。だからこそ JA さんと協力してほしいなと思います。

【委員】

ありがとうございます。少し違う観点から農地についてご意見いただきました。市役所が地権者様に対して、どのような接触の仕方をするのが課題です。

今までは、冷たい言い方をすると、市役所が冷たい対応してきた、つまり今までの法制度ではできませんと断る回答をスパッとしてきました。

市役所の責任はそれで免れるのですが、そうじゃなくてもっと地権者様に寄り添ってお互いプラスとなるような方法を一緒に考えていく、そういう姿勢が必要ではないかというご意見かと思われま。

そういうところで言いますと、この審議会メンバーで言うと委員が管理されておられる敷地や屋敷が当てはまると思われます。かなり立派であるがゆえに個人の負担がかなり大きくなっていると思われま。私も文化財を何個か残す話を聞きましたが、相続税が莫大なものとなるなどの事情もあって、手放さざるを得ないという状況が起こるわけです。寄付をするという方法もあるのですが、寄付もなかなか受け取っていただけない。

具体的に言うと羽曳野で江戸時代から残ってるお屋敷があったんですけど寄付をすると言っても、修繕費だけで 2 億円かかるとのことでした。市役所もお手上げという状態で残せなかったんですね。

同じ話で、一緒に残すという形でみどりが守れないかという方策を考えていただきたい。そして追加でお話ししますと、岸和田の丘陵開発を 10 数年にわたり、お手伝いしてるんですが、ここはもともと、関西国際空港事業に伴って、全て市街化をして、住宅や工業団地を作る計画があったんですけど、なかなかうまくいかないということで株式会社が破綻しました。

もう 1 回仕切り直し、約 150 ヘクタールと言う莫大な規模であり、全部市街化するっていうのは無理だったので 1/3 を市街化、1/3 を農地、1/3 を森に戻すと、そういう方策に変えました。

市街化をする部分というのは土地区画整理事業という国土交通省の事業で進め、1/3 の農地は土地改良事業という農林水産省の事業で進めるという話になったのですが、今その地権者の意向で、私は市街化を望む、私は農地を守るという方々の土地を交換し、ゾーン分けしていかないといけない状況になりました。二つの事業、しかも管轄が違う省の二つの事業を併せてやるとなった時に、全国で行ったことがないことであり、大阪府に相談に行くと大阪府はそんな難しいことができないと言われてまして、直接国に相談に行かれました。

国はこれからこういうことはどんどん起こってくるだろうということで、一

緒に制度を考えましょうということになりました。そして前に進んだんですね。これは岸和田市の方が非常に汗をかいて頂いて、実現したものです。

そこまで一緒に、歩調を合わせて頑張ってくれませんかというのが委員のお願いにつながります。東大阪市独自の新しい制度が動き出したらいいなと思います。

かなりハードルが高い部分があるかと思いますが、前向きに取り組んで頂きたいなと私からのお願いであります。

【委員】

案の 15 ページ についてですが、記載されている文章と図に整合性が取れてないように思われますが、いかがですか。

【事務局】

申し訳ございません。図が反対になっております。修正致します。

【委員】

概要版に、様々なボランティアの方々の取り組み事例を記載されておりますが その下にみどり景観課の電話番号がありますが、みどり景観課に連絡すればこのボランティアに加入できるということを表すのでしょうか

【事務局】

みどり景観課で、直接ボランティアの入会の手続きを考えているわけではないですが、みどり景観課に連絡していただければ、すぐにこういうボランティアの方々の活動内容を伝達することが可能であります。

少しでも緑化の取り組みを行いたい市民の方を、それぞれのボランティア団体に紹介することができれば、その取り組みを拡大することができるということを考えております。本市のボランティアキャラバン等にはここからでもすぐ参加してもらえらるようしております

【委員】

分かりました。ありがとうございます。個々の取り組みに、すぐアクセスして参加できれば便利であり、市民とっても楽であると思いました。一覧になってるホームページとかはないのですか？

【事務局】

一覧になっているホームページはございません。個々の取り組みを簡単に書い

てるページは一部ありますが、今後改善が必要かと思われます。

【委員】

ありがとうございます。先ほど述べたことですが、協働という視点が必要になってきますので、先ほどの委員のお話というのはホームページに、緑化の活動をしっかりとご紹介いただいて、そこに参加したいという方は直接団体さんにお問い合わせができるようなポータルサイトが必要ではないかなというお話でございます。

これは、すぐにできる話かと思います。またホームページを更新していただければなと思います。その話で言いますと、様々な活動されておられる委員におかれましても、いかがでしょうか。

【委員】

なかなかボランティアを募集しても集まらないのが現状なんですけど、加入の窓口をかなり広くしていただいたら良いきっかけになるかなと思います。私たちには3団体ありまして、その中でも役割分担を決めて活動しております

以前、東大阪市へ伺った時に3団体のうち1団体しか入れられないとか、そういう条件になってしまったので、課ごとに、それぞれの役割のボランティアを取り上げていただいた方がいいのかなと思っております。

【委員】

様々な分野で活動されておりますので、内容がバラエティあると、市民もこれやったら私も一緒にできる事も見つけやすいので、その辺りも先ほどのご意見を基に、工夫をお願いいたします。

緑地を使った様々な活動がされており、これからいわゆるパークマネジメントの時代に入ってくるわけですから、市役所の都市公園のパークマネジメントだけではなくて、民間の方がお持ちの緑地のパークマネジメントを積極的に実施するとかですね、そういったことを市役所もPRしていかないといけません。

【委員】

自治会としての話なのですが、アドプトロードをやりませんかという話を八尾土木様から頂いて、今も続いております。自分たちの都合のいい時間に来て下さいと教えられましたので、やっているのですが、本当に綺麗ででしたので、閲覧板で回しました。

やっぱりPRと言いますか、少しの文章などの工夫で参加してもらえたこともありますのでボランティアを集めることはとても大事であり、継続していく

ことは 大事だと思います

【委員】

はいありがとうございます。私は、自治会や市民団体の支援をさせて頂いておりますが、自治会の活動や市民団体の活動において、やりたい方がやりたいことを担当する、そしてそれらをうまくローテーションさせていくことによって継続することにつながるのではないかなと思います。今は、逆に、輪番で回ってきたら 1 年間様々なお仕事を義務としてしなければならない。それが嫌だから町会には入らないという人が出てきてるわけなんです。しかしその一方で、いきいきと活動して頂いてる方もおられるわけで、自治会活動の中にボランティア活動をもっともっと取り入れていくことが大事です。

先ほど委員がおっしゃったアドプトロードにおいても、お掃除が大好きだという方はそこをお願いする。それから花が大好きだという方は、花植をお願いすると、そういったことを自治会活動にもっと取り入れていただきたいと思いません。

自治会活動とボランティア活動を融合をするような そのしなを協働の部署と連携されたい。やはり地域をしっかりと考えて動いていただいている方々というのはやはり自治会ですので、融合できる取り組みをどんどん取り入れ、市内全域に広げていくことが必要です。

最後に委員から意見いただいた農地についてですが、農地を守るためには農業を守らないといけないのですが、なかなか農家は農業だけではしんどいという状況もあります。

そのため農業振興していかなければならない。もっとストレートに言うと儲かる農業をしなければならない

東大阪の特徴ではありますが、洪水を防ぐという治水の考えを流域下水の考えに大きく転換されています。その中で、洪水が危険なところに、家を建てる場合は、許可制にしようと言うきつところまで国は言い始めています。

その流れで言うと この東大阪はもともと、洪水の危険が高い地域で、その水を一度貯める保水機能を、農地がもってきたわけです。そういう意味では、流域治水の非常に大きな核として、農地を位置付けて農地の役割を果たしていく。

是非とも必要なんですね。農地と言うのは、もともとさまざまな機能を持っており、食料を生産するだけではなくて、洪水を防ぐとか、景観をつくるとか、さまざまな機能をもっているわけですから、そこをきちんと位置付けて頂いて、合わせわざとして、農地を守るとそういう考えをお願いしたいです。

また、脱線話になりますが、高槻のある地域では、農業委員が頑張っておられ、農地転用を禁じていることで、農地が守られている。農地は、存在するだけで、

公共性が高いので、農地を売ってしまうと、社会全体に影響が大きいとおっしゃられており、大きなビジョンをもっておられて、何十年もいい続けている。

農家は食料生産のみではやく、いろんな公共性を持って、農業を営んでいることを共有しないといけないと思います。その延長上に、農地が守られることにつながります。

【委員】

今日はいろいろご意見承りましたので、また事務局の質問のほうで、最終的には評定させていただいて、それを使いながら、全てできない場合もあるかもしれませんが、ご検討をお願いします。

はい、他はいかがでしょうか。今日もいろいろご意見承りましたので、またこのあたりを答申としてまとめさせていただいて、市の方にお届けしたいと思っております。本日の意見を私の方でまとめさせていただくということでしょうか。本日の予定はすべて終了させていただきましたので、事務局のほうへお返ししますので、よろしくお願いします。

【異議なしとして同意】

【事務局】

長時間にわたり、貴重なご審議を承りありがとうございました。なお、本日の審議会の議事録につきましては、事務局で作成し、出席人のみなさまに内容をご確認いただいたあと、会長のご了承を得て、東大阪市みどり景観のウェブサイトに掲載し、一般に公開してまいりたいと存じております。今後の予定でございますが、今回諮問させていただいた内容を踏まえ、みどりの基本計画改定に向けて作業を進めてまいります。それでは、土木部長よりご挨拶を申し上げます。

【土木部長より閉会のあいさつを踏まえ審議会を閉会】